

# 適格請求書発行事業者の公表事項（変更）申出書の記載要領等

## 1 提出すべき場合

この申出書は、次の区分に応じた事項について、国税庁ホームページで公表を希望する場合、又は既に公表されている事項を変更しようとする場合に提出します。

事業者区分	公表を希望する事項
個人事業者	・主たる屋号 ・主たる事務所の所在地等 ・通称（住民票に併記されている通称に限ります。） <sup>(※)</sup> ・旧姓（旧氏）氏名（原則、住民票に併記されている旧姓（旧氏）に限ります。） <sup>(※)</sup>
人格のない社団等	・本店又は主たる事務所の所在地

(※) 通称又は旧姓（旧氏）氏名は、氏名に代えて（氏名として）公表するか氏名と併記して公表するかを選択できます。

通称又は旧姓（旧氏）氏名の公表を希望する場合は、以下の添付書類が必要です。ただし、e-Taxにより提出する場合は、添付を省略することができます。

通称：住民票の写し

旧姓（旧氏）氏名：住民票の写し又は（旧姓（旧氏）氏名が併記された）マイナンバーカードの写し

また、旧姓（旧氏）氏名の公表を希望する方は、下記4(2)もご確認ください。

## 2 提出時期等

この申出書は、「適格請求書発行事業者の登録申請書」と同時に提出することができます。国税庁ホームページへの公表事項の反映には、一定期間を要しますのでご注意ください。

## 3 記載要領

- 「登録番号」欄は、既に登録を受けている場合にのみ、登録を受けた番号を記載します。なお、登録番号のTの記載は不要です（Tを除く13桁の数字のみ記載してください。）。
- 国外事業者の場合、「氏名又は名称及び代表者氏名」欄は、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。
- 新たに公表を希望する場合は、「新たに公表する事項」欄へ次により記載します。
  - 個人事業者の場合は、公表を希望する事項について数字の1を記載し、次により記載します。
    - 「主たる屋号」欄は、公表する屋号を一つ記載してください。
    - 「主たる事務所の所在地等」欄は、公表する事務所等の所在地を一箇所記載してください。
    - 通称の公表を希望する場合は、「通称・旧姓（旧氏）氏名」欄の「通称」に数字の1を記載し、「氏名に代えて公表」又は「氏名と併記して公表」の希望するいずれかの欄に数字の1を記載の上、住民票に併記されている外国人の通称を記載してください。
    - 旧姓（旧氏）の公表を希望する場合は、「通称・旧姓（旧氏）氏名」欄の「旧姓」に数字の1を記載し、「氏名に代えて公表」又は「氏名と併記して公表」の希望するいずれかの欄に数字の1を記載の上、住民票に併記されている旧姓（旧氏）を使用した氏名を記載してください。
  - 人格のない社団等が本店又は主たる事務所の所在地を公表する場合は、数字の1を記載し、所在地を記載してください。
- 既に公表している事項を変更する場合は、「変更の内容」欄へ次により記載します。
  - 「変更年月日」欄は、既に公表されている事項に変更があった年月日を記載します。
  - 「変更事項」欄は、該当する項目に数字の1を記載します。
  - 「変更前」欄及び「変更後」欄は、変更事項を記載します。なお、公表されている事項を公表しないこととする場合は、その旨を「変更後」欄の公表しないこととする事項の欄に記載してください。

## 4 注意事項

- 常用漢字等を使用して公表しますので、この申出書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。
- 住民基本台帳法令の規定により、やむを得ず住民票に旧姓（旧氏）を併記できない場合には、戸籍謄本を添付して提出することにより、氏名に代えて旧姓（旧氏）を公表することができます。詳しくは、適格請求書発行事業者公表サイトの「よくある質問2-5」をご確認ください。

よくある質問

